

株主名簿を整備しましょう！

自社の株主の状況を把握していますか？

チェックポイント1

会社に株主名簿を備え置いていますか？

法律により、株式会社は、株主名簿を作成し、会社に備え置くことが義務付けられています。この義務に違反すると過料に処せられることがあります。

チェックポイント2

株主に異動があった場合、株主名簿の書換えをしていますか？

株主に異動があった際は株主名簿の書換えが必要となり、その場合には一定の手続が法定されています。

チェックポイント3

経営者や後継者以外の方が株主となっていますか？

「事業に関与していない親族」、「以前は会社の従業員や経営者だったが退職された、あるいは、重要な取引先だったが、取引がなくなり、再開の予定がない会社」等が株式を保有している場合、買取り等の検討もした方がよいかもしれません。

チェックポイント4

名義株はありませんか？

平成2年の商法改正以前は、株式会社設立の際、7人以上の発起人が必要でした。そのため、親族等に名義を借りることもあったようです。そうした方が株主として記載されている株式を、一般的に「名義株」といいます。

チェックポイント5

所在が不明の株主はいませんか？

所在が不明の株主がいる場合でも、その株主に対して、原則として、株主総会の招集手続や剰余金の配当等は行う必要があります。

株主名簿

会社の運営や様々な手続は株主名簿が整備されていることが前提となって行われます。株主名簿の整備については、是非、司法書士にご相談ください。

兵庫県司法書士会所属

司法書士稲山昌吾事務所 (電話 079-594-2233)